

厚生労働省発老0309第2号

平成28年3月9日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について」の一部改正について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成28年1月20日から適用することとされたので通知する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>別紙</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金（以下「交付金」という。）は、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）<u>第2</u>により市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）が作成した先進的事業整備計画（高齢者安心住空間整備事業により実施されるものを含む。）に基づく事業又は<u>実施要綱第3</u>により市町村が行う介護ロボット等導入支援事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）の推進並びに介護ロボットの普及により働きやすい職場環境の整備による介護従事者の確保及び介護ロボット等を活用した高齢者の見守り支援（以下「介護ロボット等導入支援事業」という。）の実施により介護離職の防止に資することを目的とする。</p>	<p>別紙</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金（以下「交付金」という。）は、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）が作成した先進的事業整備計画（高齢者安心住空間整備事業により実施されるものを含む。）に基づく事業又は<u>事務</u>（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）<u>を推進することを目的とする。</u></p>

新	旧
<p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。</p> <p><u>(1) 実施要綱第2の1の(1)による先進的事業整備計画</u>（以下「<u>先進的事業整備計画</u>」という。）に基づき、市町村が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業</p> <p><u>(2) 実施要綱第3により市町村が実施する介護ロボット等導入支援事業</u></p> <p>(交付金の対象除外)</p> <p>4 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。</p> <p><u>(1) 施設等整備事業</u></p> <p>ア 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>イ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用</p> <p>ウ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</p> <p><u>(2) 介護ロボット等導入支援事業</u></p> <p>ア <u>介護ロボット等の機器のメンテナンス費用</u></p> <p>イ <u>インターネット接続のための通信機器費用又はインターネット回線使用料等の通信費</u></p> <p>ウ <u>その他介護ロボット導入支援事業として適当とは認められない費用</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 先進的事業支援特例交付金</p> <p>(予算目名 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)</p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p>	<p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。</p> <p>実施要綱第2の<u>(1)のア</u>による先進的事業整備計画（以下「<u>先進的事業整備計画</u>」という。）に基づき、市町村が実施する施設等整備事業、又は民間事業者が実施する施設等整備事業に対し市町村が補助する事業</p> <p>(交付金の対象除外)</p> <p>4 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。</p> <p><u>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</u></p> <p><u>(2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用</u></p> <p><u>(3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 先進的事業支援特例交付金</p> <p>(予算目名 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)</p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p>

新

1 区分	2 基準額	3 対象経費
市町村提案事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>先進的事業整備計画に基づく市町村提案事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

旧

1 区分	2 基準額	3 対象経費
市町村提案事業	実施要綱の第2の(3)に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>先進的事業整備計画に基づく市町村提案事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

新			旧		
高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等の非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」の整備事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>先進的事業整備計画に基づく地域支え合いセンターの整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人等の非営利組織等の活動拠点となる「地域支え合いセンター」の整備事業	実施要綱の第2の(3)に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>先進的事業整備計画に基づく地域支え合いセンターの整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
高齢者の介護予防教室などの多様な集いの場や、見守りや安否確認などの生活支援の活動拠点となる「介護予防・生活支援拠点」を整備する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>先進的事業整備計画に基づく介護予防・生活支援拠点の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	(新設)		

新			旧		
<p>既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業</p>	<p>実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく既存の小規模福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業</p>	<p>実施要綱の第2の(3)に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく既存の小規模福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

新			旧		
<p>認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う耐震改修等を実施する事業</p>	<p>実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う耐震改修等を実施する事業</p>	<p>実施要綱の第2の(3)に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>(2) 先進的事業支援特例交付金 (予算目名 地域介護・福祉空間整備推進交付金)</p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p>			<p>(2) 先進的事業支援特例交付金 (予算目名 地域介護・福祉空間整備推進交付金)</p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p>		

新			旧		
1 区分	2 基準額	3 対象経費	1 区分	2 基準額	3 対象経費
「介護予防・生活支援拠点」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	「介護予防・生活支援拠点」の実施に必要な設備等に要する経費を支援する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。	(新設)		
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。	高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	実施要綱の第2の(3)に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	実施要綱の第2の(3)に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。	その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	実施要綱の第2の(3)に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額	その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。

新			旧											
業		料。	業		料。									
<p>(3) 介護ロボット等導入支援事業特例交付金 (予算目名 地域介護・福祉空間整備推進交付金)</p> <p>介護ロボット等導入支援事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業</td> <td>実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額</td> <td>介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業に必要な備品購入費（介護ロボットの購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボットの使用料に限り、1年分までの費用を限度額とする。）、役務費（介護ロボットの初期設定に要する費用に限る。）</td> </tr> <tr> <td>介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業</td> <td>実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額</td> <td>介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボット等の使用料に限り、1年分までの費用を限度額とする。）、役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>			1 区分	2 基準額	3 対象経費	介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業	実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業に必要な備品購入費（介護ロボットの購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボットの使用料に限り、1年分までの費用を限度額とする。）、役務費（介護ロボットの初期設定に要する費用に限る。）	介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業	実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボット等の使用料に限り、1年分までの費用を限度額とする。）、役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）	<p>(新設)</p>		
1 区分	2 基準額	3 対象経費												
介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業	実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業に必要な備品購入費（介護ロボットの購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボットの使用料に限り、1年分までの費用を限度額とする。）、役務費（介護ロボットの初期設定に要する費用に限る。）												
介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業	実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボット等の使用料に限り、1年分までの費用を限度額とする。）、役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）												

新	旧
<p>(交付金の概算払)</p> <p>6 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>7 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) <u>先進的事業整備計画又は介護ロボット導入計画若しくは介護ロボット等を活用した見守り支援計画</u>の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。ただし、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金と地域介護・福祉空間整備推進交付金の経費の配分の変更は承認しないものとする。</p> <p>(2) <u>先進的事業整備計画又は介護ロボット導入計画若しくは介護ロボット等を活用した見守り支援計画</u>を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) <u>先進的事業整備計画又は介護ロボット導入計画若しくは介護ロボット等を活用した見守り支援計画</u>が予定期間内に完了しない場合又は<u>先進的事業整備計画又は介護ロボット導入計画若しくは介護ロボット等を活用した見守り支援計画</u>の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) この交付金を受けて市町村が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>イ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなら</p>	<p>(交付金の概算払)</p> <p>6 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>7 交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 先進的事業整備計画の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。ただし、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金と地域介護・福祉空間整備推進交付金の経費の配分の変更は承認しないものとする。</p> <p>(2) 先進的事業整備計画を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 先進的事業整備計画が予定期間内に完了しない場合又は先進的事業整備計画の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) この交付金を受けて市町村が事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>イ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなら</p>

新	旧
<p>らない。</p> <p>エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式により速やかに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。</p> <p>なお、地方厚生(支)局長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>オ この交付金と先進的事業整備計画又は介護ロボット導入計画若しくは介護ロボット等を活用した見守り支援計画に基づく事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(先進的事業整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>カ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>キ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>8～13 (略)</p>	<p>ない。</p> <p>エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5の様式により速やかに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。</p> <p>なお、地方厚生(支)局長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>オ この交付金と先進的事業整備計画に基づく事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(先進的事業整備計画の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。</p> <p>カ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>キ この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>8～13 (略)</p>

新	旧
<p>別紙1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p>平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付申請一覧表 別紙（１）－１のとおり</p> <p>2 平成 年度<u>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金申請額算出内訳</u> 別紙（１）－２のとおり</p> <p>3 先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業・地域支え合いセンター）に係る事業計画確認シート 別紙（１）－３のとおり</p> <p>4 <u>先進的事業支援特例交付金（介護予防・生活支援拠点）に係る事業計画確認シート</u> 別紙（１）－４のとおり</p> <p>5 <u>介護ロボット等導入支援事業特例交付金申請概要シート</u> 別紙（１）－５のとおり</p> <p style="margin-left: 20px;">・<u>介護ロボット導入計画書（別添１）</u> ・<u>介護ロボット等を活用した見守り支援計画書（別添２）</u></p> <p>（添付書類）</p> <p>・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p>平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 交付申請一覧表<u>（先進的事業整備計画に係る分）</u> 別紙（１）－１のとおり</p> <p>2 平成 年度<u>先進的事業支援特例交付金申請額算出内訳（先進的事業整備計画に係る分）</u> 別紙（１）－２のとおり</p> <p>3 先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業・地域支え合いセンター）に係る事業計画確認シート 別紙（１）－３のとおり</p> <p>（添付書類）</p> <p>・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本</p>

新

別紙(1) - 3 (略)

旧

別紙(1) - 3 (略)

新

旧

別紙(1)-4

交付申請用

先進的事業支援特例交付金(介護予防・生活支援拠点)に係る事業計画確認シート

計画名称	都道府県名
市町村名	区 域

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)開始予定日	平成 年 月
----------------------------	--------

1. 詳細な事業計画・事業内容

①総合事業の目標(定量的)

Blank area for goal description

②総合事業の内容

Blank area for content description

③新設の理由※新設の場合のみ記入すること。

Blank area for reason description

④施設名称及び設置場所

施設名称	
設置場所	

⑤設置主体 ※種別欄には法人種別(社会福祉法人、株式会社等)を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。

名称	種 別
概 要	

⑥整備事業に要する費用 ※見積書(業者の見積りが提出できない場合は、市町村の建設部局等のものでも可)を添付すること。

総事業費		(単位:千円)
対象経費の実支出額		
交付申請額		

⑦対象施設の面積等 ※平面図、位置図、写真(建設予定地の状況や既存施設の改修の場合、現況等)を添付すること。

敷地面積		(単位:㎡)
延床面積		
うち事業対象部分の面積		

2. 当該事業が「先進的」である理由 ※当該事業が全国的に見て先進的な事業であるとする理由を記載すること。

Blank area for advanced reason description

(新設)

新

旧

3. 当該事業の利用者数見込み

当該区域における需要予測		見込み数の考え方												
月間見込総数(人)														
※当該事業の利用者数見込み(潜在的需要見込み数)及びその考え方について記載すること。														
年間見込総数(人)		各月の延利用者数見込み(人)												
開設初年度	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	見込数
※当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者数見込みを記載すること。年度途中での開設の場合は、開設月以降の見込みを記載すること。														
2年度目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	見込数
※当該事業の「2年度目」における各月の延利用者数見込みを記載すること。														

4. 当該事業に係る運営費(ランニングコスト)の年間収支見込み ※収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5. 当該事業により期待される事業効果

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(参考) 過去の「市町村提案事業」または「地域支え合いセンター」の実施状況及び整備した施設の利用状況

実施年度	計画名	事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体	利用状況													
			年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名		延利用者数(人)													
	設置主体															
	施設名		延利用者数(人)													
	設置主体															
	施設名		延利用者数(人)													
	設置主体															

※過去に「市町村提案事業」、「地域支え合いセンター」により整備した施設について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び直近の1年度(4月～3月)の月別延利用者数を記載すること。なお、延利用者数欄には、施設全体ではなく当該事業により整備した部分(多世代交流スペース、コミュニティカフェ等)の延利用者数を記載すること。また、前年度に事業を実施し、竣工・開設前で利用実績が無い施設及び利用者数を把握していない施設については、実施年度、計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。記入欄が足りない場合は、同等の様式を作成の上、別紙にて提出すること。

6. 施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 交付申請時点で把握した情報を記載すること。

新

旧

別紙(1) - 5

(新設)

市町村名 _____

介護ロボット等導入支援事業特例交付金申請概要シート

1 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

サービス事業所名	サービス種別	介護ロボット種別	申請額
			千円
合計			

2 介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

機器名	1 機器あたり金額	導入台数	申請額
			千円

新

旧

(別添1)

(新設)

介 護 ロ ボ ッ ト 導 入 計 画

平成 年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
介護ロボットの種別	介護ロボットの製品名・機器の特徴（有効性、安全性能の 検証情報（*）） *製造業者又は販売代理店に提供を受け添付すること	
購入又はリース・レンタルの別	リース・レンタルの場合の契約（予定）期間	
	平成 年 月 ～ 平成 年 月	
導入台（セット）数	購入又はリース・レンタルに要する経費の内訳	
【事業概要及び導入スケジュール】		
【倫理面への配慮】		
【介護ロボット導入により達成すべき目標】（3年間目処）		
【介護ロボット導入により期待される効果等】		

新

旧

(別添2)

(新設)

介護ロボット等を活用した見守り支援計画書

市町村名：

事業名	
事業の実施者	(市町村直営・委託の別、委託先)
見守りサービスの実施者・人員体制等	(例) 定期巡回随時対応型サービス事業者等
見守り支援機器名	
メーカー、機種名	
1 機器あたり金額	
セットアップ費用	
導入予定台数	
対象高齢者世帯の要件	
想定される対象高齢者世帯の数	
期待される事業効果	

新	旧
<p>別紙 2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p>平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績報告について</p> <p>平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績については、 次の関係書類を添えて報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精算額一覧表 別紙（2）－1のとおり</p> <p>2 平成 年度<u>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整 備推進交付金精算額算出内訳</u> 別紙（2）－2のとおり</p> <p>3 先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業・地域支え合いセンター）に係る 事業計画確認シート 別紙（2）－3のとおり</p> <p>4 <u>先進的事業支援特例交付金（介護予防・生活支援拠点）に係る 事業計画確認シート</u> 別紙（2）－4のとおり</p> <p>5 <u>介護ロボット等導入支援事業特例交付金実績報告概要シート</u> 別紙（2）－5のとおり</p> <p>・市町村介護ロボット導入状況報告（別添1－1） ・介護ロボット使用状況報告（別添1－2） ・介護ロボット等を活用した見守り支援事業実績報告（別添2）</p> <p>（添付書類） ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書（見込書）抄本</p>	<p>別紙 2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">指定都市の長 中核市の長 印 市区町村の長</p> <p>平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び 地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績報告について</p> <p>平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の事業実績については、次 の関係書類を添えて報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精算額一覧表 <u>（先進的事業整備計画に係る分）</u> 別紙（2）－1のとおり</p> <p>2 平成 年度<u>先進的事業支援特例交付金精算額算出内訳</u> <u>（先進的事業整備計画に係る分）</u> 別紙（2）－2のとおり</p> <p>3 先進的事業支援特例交付金（市町村提案事業・地域支え合いセンター）に係る 事業計画確認シート 別紙（2）－3のとおり</p> <p>（添付書類） ・指定都市、中核市又は市区町村の歳入歳出決算書（見込書）抄本</p>

新

旧

別紙(2) - 3 (略)

別紙(2) - 3 (略)

新

旧

別紙(2)-4

事業実績報告用

先進的事業支援特例交付金(介護予防・生活支援拠点)に係る事業計画確認シート

計画名称		都道府県名	
市町村名		区 域	

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)開始日	平成 年 月
--------------------------	--------

1. 詳細な事業計画・事業内容

① 総合事業の目標(定量的)

Blank area for goal description

② 総合事業の内容

Blank area for content description

③ 新設の理由 ※新設の場合のみ記入すること。

Blank area for reason of new establishment

④ 施設名称及び設置場所

施設名称	
設置場所	

⑤ 設置主体 ※種別欄には法人種別(社会福祉法人、株式会社等)を、概要欄には定款等に記載された目的・活動・事業等を記載すること。

名称		種 別	
概 要			

⑥ 整備事業に要する費用 ※見積書(業者の見積りが提出できない場合は、市町村の建設部局等のものでも可)を添付すること。

総事業費		(単位:千円)
対象経費の実支出額		
交付申請額		

⑦ 対象施設の面積等 ※平面図、位置図、写真(建設予定地の状況や既存施設の改修の場合、現況等)を添付すること。

敷地面積		(単位:m ²)
延床面積		
うち事業対象部分の面積		

2. 当該事業が「先進的」である理由 ※当該事業が全国的に見て先進的な事業であるとする理由を記載すること。

Blank area for advanced business reasons

(新設)

新

旧

3. 当該事業の利用者数見込（実績）														
当該区域における需要予測				見込み数の考え方										
月間見込総数（人）														
※当該事業の利用者数見込み（潜在的需要見込み数）及びその考え方について記載すること。														
年間見込（実績）総数（人）				各月の延利用者数見込（実績）（人）										
開設初年度		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※当該事業の「開設初年度」における各月の延利用者数実績を記載すること。年度途中での開設の場合は、開設月以降の実績を記載すること。														
2年度目		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※当該事業の「2年度目」における各月の延利用者数見込みを記載すること。														

4. 当該事業に係る運営費（ランニングコスト）の年間収支見込み ※収入及び支出の予定及び考え方を記載すること。													

5. 当該事業により期待される事業効果													

(参考) 過去の「市町村提案事業」または「地域支え合いセンター」の実施状況及び整備した施設の利用状況																
事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体			利用状況													
実施年度	計画名		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名		延利用者数 (人)													
	設置主体															
実施年度	計画名		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名		延利用者数 (人)													
	設置主体															
実施年度	計画名		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	施設名		延利用者数 (人)													
	設置主体															
※過去に「市町村提案事業」、「地域支え合いセンター」により整備した施設について、事業実施年度、整備計画名、施設名、設置主体及び直近の1年度（4月～3月）の月別延利用者数を記載すること。なお、延利用者数欄には、施設全体ではなく当該事業により整備した部分（多世代交流スペース・コミュニティカフェ等）の延利用者数を記載すること。また、前年度に事業を実施し、竣工・開設前で利用実績が無い施設及び利用者数を把握していない施設については、実施年度、計画名、施設名、設置主体のみ記載すること。記入欄が足りない場合は、同等の様式を作成の上、別紙にて提出すること。																

6. 施設・事業所の整備後、利用状況の把握方法及び利用率向上に向けた取り組み等について													

(注) 事業実績報告時点で把握した情報を記載すること。

新

旧

別紙(2) - 5

(新設)

市町村名 _____

介護ロボット等導入支援事業特例交付金実績報告概要シート

1 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

サービス事業所名	サービス種別	介護ロボット種別	支出額
			千円
合計			

2 介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

機器名	1 機器あたり金額	導入台数	支出額
			千円

(別添 1-1)

市町村介護ロボット導入状況報告

市町村名：

介護ロボット種別	導入事業所数	主な介護サービス種別	主な導入効果	導入に向けた主な課題
移乗支援(装着型)			(例) 業務効率化(時短など) 身体的負担軽減(腰痛減少など)	
移乗支援(非装着型)				
移動支援(外出)				
排泄支援				
認知症見守り支援(施設)				
入浴支援				

新

旧

(新設)

新

旧

(別添 1 - 2)

介護ロボット使用状況報告

平成 年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先

(新設)

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別
介護ロボットの種別	介護ロボットの製品名	
介護ロボット導入時期	導入台(セット)数	
平成 年 月 日		
【介護ロボットの使用状況（使用する業務・使用頻度等）】 ※日々の利用状況等が確認できる日誌等を活用して、具体的に記載すること。		
【介護ロボットの導入効果（使用する業務・使用頻度等）】 ※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度等、日々の利用状況が確認できる日誌等の活用や定点観測情報に基づいて具体的に記載すること。		
【介護ロボットの不都合な点の課題】 ※介護ロボットの機能に関すること、使い勝手に関することなど具体的に記載すること。		

新

旧

(別添2)

介護ロボット等を活用した見守り支援事業実績報告 (○年度)

市町村名：

事業名	
事業の実施者	(市町村直営・委託の別、委託先)
見守りサービスの実施者・人員体制等	(例) 定期巡回随時対応型サービス事業者等
見守り支援機器名 メーカー、機種名	
1 機器あたり金額	
セットアップ費用	
導入台数実績	
対象高齢者世帯の要件	
事業実績	<ul style="list-style-type: none">・利用高齢者数・通報回数・支援回数
事業効果	

(新設)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金調書

平成 年度 厚生労働省所管

(市町村名)

国	市 町 村			備 考						
	入		出							
	歳 科 目	予算現額	収入済額		科目	予算現額	支出済額	うち交付金相当額	翌年度繰越額	うち交付金相当額
(項) 介護保険制度運営推進費	交付決定額	円								
(目) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金										
(目) 地域介護・福祉空間整備推進交付金										
(うち介護ロボット等導入支援事業特別交付金)										

(作成要領)

- 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書の額を記入すること。
- 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行われた場合には、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書（ ）をもって附記すること。この場合において市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」の数字下欄に交付金額を内書（ ）をもって附記すること。

新

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金調書

平成 年度 厚生労働省所管

(市町村名)

国	市 町 村			備 考						
	入		出							
	歳 科 目	予算現額	収入済額		科目	予算現額	支出済額	うち交付金相当額	翌年度繰越額	うち交付金相当額
(項) 介護保険制度運営推進費	交付決定額	円								
(目) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金										
(目) 地域介護・福祉空間整備推進交付金										

(作成要領)

- 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書の額を記入すること。
- 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行われた場合には、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書（ ）をもって附記すること。この場合において市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」の数字下欄に交付金額を内書（ ）をもって附記すること。

旧

新

旧

別紙 4 (略)

別紙 4 - (1) (略)

別紙 5 (略)

別紙 4 (略)

別紙 4 - (1) (略)

別紙 5 (略)